



発行
東京都

目次

32

告示

○市街地再開発組合の設立認可……………
……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…

告示

●東京都告示第八百五十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条
第一項の規定に基づき武蔵小山パルム駅前地区市街地再開
発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定
により、次のように告示する。

平成二十六年五月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 組合の名称

武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年五月三十日から平成三十二年四月三十日
まで

三 施行地区

品川区小山三丁目地内

四 事務所の所在地

品川区小山三丁目二十六番九号 駅サイドビル6階

五 設立認可の年月日

平成二十六年五月三十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲
示するものとし、特に必要があるときは、官報等に掲載
してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期
限

平成二十六年六月二十八日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。